

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類 作成要領（測量・建設コンサルタント等）

1. 申請書類（申請書類のうち申請書を除いたもの）の記載事項の基準日
申請日の属する年の1月1日とする。
ただし、決算に関する事項については、基準日の直前に決算の確定した日とする。

2. 申請書の作成方法

- (1) 「01 誓約日誓約日」欄については、提出日を記入する。
- (2) 「02 商号又は名称」から「09 担当者：メールアドレス」までの各欄は次により左詰めで記載する。フリガナの欄はカタカナで記載すること。
なお、「02 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字及び「03 本社（住所）」欄の都道府県名については、フリガナは記載しない。

（例）： チョダソクリョウ

（株）千代田測量

- ② 「02 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については下表の省略を用いること。

種 類	株式 会社	有限 会社	合資 会社	合名 会社	協同 組合	協業 組合	企業 組合	財団 法人	社団 法人
略 号	（株）	（有）	（資）	（名）	（同）	（業）	（企）	（財）	（社）

- ③ 「03 本社（店）住所」欄での丁目及び番地は、「ー（ハイフン）」により省略して記載する。

（例）： チョダクカスミガセキ

東京都千代田区霞が関2-2-1

- ④ 「05 法人番号」については、「」半角数字13桁で記載する。

（例）： 1234567890123

- ⑤ 「06 本社（店）電話番号」欄及び「07 本社（店）FAX番号」欄での市外局番・市外局番及び番号については、それぞれ「ー（ハイフン）」で区切り（ ）は用いない。

（例）： 03-3580-3311

- ⑥ 「08 代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む）については、姓と名前の間を1文字あける。

（例）： ガイム タロウ

外務 太郎

- (3) 「10 外資状況」欄については、会社区分の番号（0 1 2 3のいずれか）を設定する。
外資が無い場合は「0」を設定する。
外資がある場合は「国名1」と「国名2」に国名を記入し、当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。
「2 日本国籍会社（比率100%）」とは、100パーセント外国資本の会社
「3 日本国籍会社」とは、一部外国資本の会社
- (4) 「11 総職員数」の「技術職員」及び「事務職員」の各欄には、基準日の前日において雇用している従業員のうち、専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数をそれぞれ記載する。
- (5) 「12 営業年数」の欄には、競争への参加を希望する業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）より基準日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間（1年未満切捨て）を記載する。
なお、申請者が官公需適格組合である場合は、組合及び審査対象者の平均年数を記載する。
- (6) 「13 業種実績高」の各欄については、次により記載する。
- ① 「直前3年又は2年間の年間平均実績高」には、競争参加資格希望業種区分ごとに実績高を記載する。なお、「直前3年又は2年間の年間平均実績高」とは、両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。
 - ② 個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体・吸収前の企業体等の実績（ただし申請者が行っている業種に係わるものに限る）を含めた実績を記載する。
 - ③ 記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。
このとき様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。
- (7) 「14 自己資本額」の各欄については、次により記載する。
「払込資本金」とは、法人にあつては払込済みの額、個人にあつては次期繰越資本金、組合にあつては組合の基本財産と組合員の払込資本金との合計額をいう。
「準備金・積立金」とは、法定準備金（資本準備金及び利益準備金）と任意積立金（退職手当積立金等）との合計額（ただし、組合にあつては、組合の利益準備金及び特別積立金と組合員の法定準備金及び任意積立金との合計額）をいう。
- (8) 「15 損益計算書」の「税引前当期利益」欄は、直前1年度分決算によって記載する。
- (9) 「16 貸借対照表」の「① 流動資産」「② 流動負債」「③ 固定資産」及び「④ 総資本額」の各欄は直前1年度分決算によって記載する。

3. 添付書類の作成方法

- (1) 測量等実績調書・技術者経歴書及び営業所一覧表
この3様式については、各様式の末尾にある記載要領に従って記載する。
記載事項が葉で終わらない場合は、同一の様式で追加するものとする。
- (2) 登記簿謄本・登記事項証明書又は身元証明書

登記簿謄本とは、法務局等に登記された「株式会社登記簿」等（商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに掲げるもののいずれかをいう）の謄本をいい法人が提出する。

登記事項証明書とは、登記事務をコンピューターにて行い登記所において発行される登記記録に登記された事項の全部又は一部を証明した書面をいう。

また身元証明書とは、申請者の住所を管轄する市区町村が発行し、同人が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないことについての証明書（身分証明書）をいい、個人が提出する。

(3) 登録証明書等

各登録等についての登録官署が発行する証明書をいう。

一般（指名）競争への参加を希望しない業種に係るものは、提出を要しない。

(4) 財務諸表類

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表・損益計算書及び利益処分損失処理、計算書（個人にあつては、これらに類する書類）をいう。(5) 建設コンサルタント登録規程第7条・地質調査業者登録規程第7条又は、補償コンサルタント登録規程第7条の規程による現状報告書を受理機関に提出し、確認印を受けた現状報告書の副本の範囲内である時は、(1)から(4)までに掲げる書類の添付を省略することができる。

(5) 納税証明書（次のいずれかの様式とする）

国税通則法施行規則別紙「第9号書式その3」を使用する場合

- ・ 個人・・・申告所得税と消費税及び地方消費税に、未納がないと証明されるもの
- ・ 法人・・・法人税と消費税及び地方消費税に、未納がないと証明されるもの
- ・ 個人・・・国税通則法施行規則別紙「第9号書式その3の2」
「申告所得税と消費税及び、地方消費税に未納がないという証明書」
- ・ 法人・・・国税通則法施行規則別紙「第9号書式その3の3」
「法人税と消費税及び地方消費税に未納がないという証明書」

4. 外国事業者が、申請する場合の提出書類等

- (1) 申請書の「05 住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記載する。
日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。
- (2) 登記簿謄本又は身元証明書及び納税証明書については、証明書等に代えて当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とする。
- (3) 申請書及び財務諸表は日本語で作成する。
その他の書類で外国語により記載したものについては、日本語の訳文を付記し又は添付する。
- (4) 申請書及び添付書類のうち金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により、日本国通貨に換算し記載する。

5 参加できる競争の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争の範囲は、建設工事等に関する設計・監理・調査等及び測量に係る契約のうち、資格を得た業務に係るものである。

6 その他

(1) コンサルタント業務における業務区分

- 1 測量業務
 - 2 建築関係建設コンサルタント業務
 - 3 土木関係建設コンサルタント業務
 - 4 地質調査業務
 - 5 補償関係コンサルタント業務
- 以上の5種である。

(2) 業種区分ごとの有資格者とは、以下の表に掲げる者をいう。

業 種 区 分	有 資 格 者
測 量 業	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による測量士又は測量士補の登録を受けている者
建 築 関 係 建 設 コンサルタント業	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士又は二級建築士の免許を受けた者、建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示（昭和 60 年建設省公示第 1526 号）による、建築設備資格者の登録を受けている者及び社団法人日本建築積算協会の行う、建築積算資格者試験に合格し登録を受けている者
土 木 関 係 建 設 コンサルタント業	技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を流体機械、建設、鉱山、荷役及び運搬機械又は機械設備とするものに限る）、電気・電子部門、建設部門、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る）、林業部門（選択科目を森林土木とするものに限る）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る）、情報工学部門又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る）とするものに合格し同法による登録を受けている者、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による技術検定のうち、検定種目を一級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法（平成 4 年法律第 51 号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る）の登録を受けている者、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）による第一種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び同法による線路主任技術者資格者証の交付を受けている者、並びに社団法人建設コンサルタンツ協会の R C C M 資格試験に合格し登録を受けている者
地 質 調 査 業	技術士法による第二次試験のうち技術部門を、建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る）又は、応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者及び社団法人全国地質調査業協会連合会の行う、地質調査技師資格検定試験に合格し登録を受けている者
補 償 関 係 コンサルタント業	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）による不動産鑑士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）による司法書士の登録を受けている者、社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し登録を受けている者